

B型肝炎ワクチンの定期接種化について

今、わかっていること

2016.5 かどの三条こども診療所

すでにみなさんご存知のように今年の10月からB型肝炎ワクチンが定期接種化されます。今年2月に開かれた厚生労働省のワクチンに関わる部会で確認されました。私たちも大歓迎です。ただ、今回決まった国の方針を受けて私たちがすぐに準備を始められるかということそうはいかないのです。それは以下のような仕組みがあるからです。

私たちかどの三条こども診療所はじめ京都市内の医療機関は、京都市の委託を受けて定期の予防接種を行っており、私たちが直接指示を受けるのは京都市の保健福祉局からです。ところが今の時点では京都市保健福祉局からは正式な連絡は出されていません。おそらくこれまでの例からしてギリギリになるかもしれません。

このことを前提にしたうえで、以下に本年2月に確認された厚生労働省のワクチンに関わる部会の決定内容のなかで、もっとも関心のある接種対象者の年齢に関わるところの骨子を説明させていただきます。おそらくですが京都市の指示がこれと大きく相違することはないと思われれます。

- ①接種する対象者は、生後1歳まで（1歳の誕生日の前日まで）の小児で、3回接種する。
標準的には生後2ヶ月、3ヶ月、7ヶ月に接種する。
- ②2016年4月1日以降に出生したのもも定期接種の対象に含める。

となっています。なぜ4月1日以降に出生した児なのかという事ですが、4月1日以降に出生した児の場合、10月から接種を始めれば、規定された間隔（法令では初回接種から140日以上を経過した後となっています）で接種を行なって、3回目の接種を1歳まで（1歳の誕生日の前日まで）に完了できるからという説明です。

保護者の方より「2016年3月31日以前に生まれた児も定期接種の対象にならないか」というご質問を頂いておりますが、部会の議事録から推測する限りでは難しいように思われます。なお、このことと関わって部会の議事録から推測する限りは、今年の10月以降に1歳まで（1歳の誕生日の前日まで）であれば、規定の接種間隔を経て3回目の接種は定期接種の対象となると思われれます。

以上のように、なかなかわかりにくい制度になっていますが、かどの三条こども診療所の立場としては、**2016年3月31日以前に生まれた小児は、10月に開始される定期接種の対象になる可能性は高くないので、生後2ヶ月になればB型肝炎ワクチンを始めることをおすすめします。**